

事務連絡
令和3年3月1日

事務連絡
令和3年3月02日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	港 湾 空 港 部 長 殿
	事 業 振 興 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	當 繕 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	保 安 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院	管 理 調 整 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について

令和3年2月26日に、令和3年3月1日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネ ッ ト ワ イ ル ト 部 空 港 技 術 課 長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月1日に緊急事態宣言が一部の地域において解除された。緊急事態宣言が解除された地域においては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について」(令和3年2月8日付け事務連絡)に基づき、適切に対応されたい。

別添資料 1

事務連絡
令和3年3月1日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年2月8日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年2月26日に、令和3年3月1日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、適切なご対応を宜しくお願いします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年3月22日

事務連絡
令和3年3月22日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	港 湾 空 港 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	保 安 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院	管 理 調 整 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）
後における工事及び業務の対応について

令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年3月18日変更))において、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととするとされたところです。これらの内容を踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネ ッ ト ワ イ ル ト 部 空 港 技 術 課 長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月21日に緊急事態宣言が全ての地域において解除された。令和3年3月18日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「基本的対処方針」という。)において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、今回宣言が解除された地域に加え、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域における工事等の実施に当たっては、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

別添資料1

事務連絡
令和3年3月22日

また、その他の地域を含め、基本的対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、工事等の対応について「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。）に基づき、適宜、対応されたい。

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年3月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年3月18日に、令和3年3月21日をもって緊急事態措置を終了することとなり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年3月18日変更））（以下、「基本的対処方針」という。）において、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされたところです。

また、基本的対処方針では、「三つの密」を徹底的に避ける、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのこと踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ご

との感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なご対応を宜しくお願
いします。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めております
ので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対して
も、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和3年4月5日

事務連絡
令和3年4月5日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いします。

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和3年3月18日）後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月1日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。基本的対処方針においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであります、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。これらのことと踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業

事務連絡
令和3年4月5日

種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場面を回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うようお願いしてきたところですが、これらの措置については、引き続き、同様の取扱いをお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添2のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月1日に、1府2県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月1日変更））では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであります。また、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、さらに、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのこと踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切なご対応をお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

国会公契第1号
国官技第2号
国官総第1号
国営管第4号
国営計第9号
国港総第7号
国港技第2号
国空予管第7号
国空空技第2号
国空交企第2号
国北予第1号
令和3年4月5日

大臣官房官庁營繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	營繕部長殿
	港湾空港部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	營繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
国土地理院	管理調整部長殿
	総務部長殿
	企画部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁營繕部管理課長
大臣官房官庁營繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和3年4月1日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日付け国会公契台29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。以下「1月7日通達」という。別添）において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

工事等に関しては、対処方針では、重点措置区域における取組等として、関係都道府県知事が事業者に対して、職場への出勤等について「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向けた取組を働きかけるなど、緊急事態措置を実施すべき区域と同様の対応を行うこととされていると思料される。このため、重点措置区域における工事等の対応については、1月7日通達の緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施されたい。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き1月7日通達の緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施されたい。

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について

事務連絡
令和3年4月6日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、
テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について

令和3年4月1日に開催された第59回新型コロナウイルス感染症対策本部において、
4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされ、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、まん延防止等重点措置区域の公示及び
基本的対処方針の変更、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、
適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、重点措置区域である都道府県においては、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、
出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知を
お願いいたします。

（別紙）「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について」（令和3年4月5日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡）

（別添1）「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について」（令和3年4月1日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

（別添1別紙1）「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」（令和3年4月1日新型コロナウイルス感染症対策本部長）

（別添1別紙2）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年4月1日変更）

（別添2）「テレワーク等の推進について」（令和3年4月1日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

（別添3）「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月1日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）（補足として、令和2年1月12日付、令和3年2月4日付、令和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付）

（別添4）「第21回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上

事務連絡
令和3年4月12日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、
催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年4月9日に開催された第60回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加され、東京都については4月12日から5月11日、京都府及び沖縄県については4月12日から5月5日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、弊省大臣官房危機管理官より、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、連絡がありました。

各下水道管理者におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、適切に実施いただきますようお願いいたします。

特に、重点措置区域である都府県においては、職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底していただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

（別紙）「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月12日付け各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長あて大臣官房危機管理官事務連絡）

（別添1）「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」（令和3年4月9日付け新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

（別添1別紙1）「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」（令和3年4月9日新型コロナウイルス感染症対策本部長）

（別添1別紙2）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年4月9日変更）

（別添2）「テレワーク等の推進について」（令和3年4月9日付け新型コロナウイルス

感染症対策本部幹事会構成員あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

（別添3）「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月9日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）（補足として、令和2年11月12日付、令和3年2月26日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付）

（別添4）「第22回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示」

以上

事務連絡
令和3年4月13日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

事務連絡
令和3年4月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月12日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月12日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月5日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切な対応を宜しくお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

【別添】

事務連絡
令和3年4月12日

県に加え、拡大された重点措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遗漏なきよう措置されたい。

大臣官房官庁營繕部 各課長殿
各地方整備局 総務部長殿
企画部長殿
營繕部長殿
港湾空港部長殿
北海道開発局 事業振興部長殿
營繕部長殿
各地方航空局 総務部長殿
空港部長殿
保安部長殿
国土技術政策総合研究所 総務部長殿
管理調整部長殿
国土地理院 総務部長殿
企画部長殿

国土交通省
大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁營繕部管理課長
大臣官房官庁營繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を
実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月9日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2府3県に拡大する公示が行われ、同4月12日から拡大された重点措置区域においてもまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官總第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港總第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）において通知したところであるが、これまでの1府2

事務連絡
令和3年4月12日

建設業者団体の長 殿

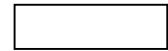
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた
工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点
措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け
事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月9日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特
別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」と
いう。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を
含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4
月12日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和
3年4月5日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願
いします。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1
のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あ
てに送付しておりますので、参考まで送付いたします。



事務連絡
令和3年4月19日

事務連絡
令和3年4月19日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング
検査の実施に係る協力について、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設
経済局建設業課長より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせ
します。

なお、施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大
防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重
点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応
について」（令和3年4月13日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願い
してきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いしま
す。

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた
工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点
措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応につ
いて」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたと
ころです。

このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より新
型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協
力について依頼がありました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタ
リング検査に係る相談等があった場合には、積極的にご協力いただくよう宜しくお願
いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施
に係る協力依頼について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あてに、
別添3のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたし
ます。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対して
も、周知を宜しくお願いします。

感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施 4/12 18:00 時点

別添①

別添1

事務連絡
令和3年4月19日

国土交通省大臣官房技術調査課 御中
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みにつきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置が終了したところですが、同措置の終了後も、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めいくことが必要です。また、現在、まん延防止等重点措置を実施している地域があることに留意する必要があります。この点について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年4月16日変更）においては、「サーベイランス・情報収集」として、「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」とされているところです。

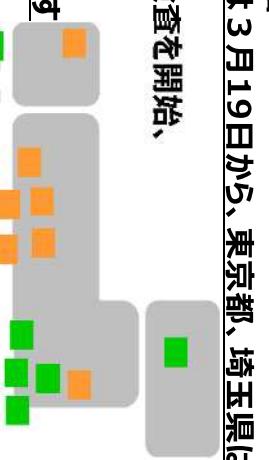
この趣旨を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においては、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を実施することとしております。

このため、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対して協力をお願いしているところです。

つきましては、建設現場等において発注者の理解のもとに請負業者がモニタリング検査を円滑に実施できるよう、貴職においては、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設業者から発注者に検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただけるよう発注者への周知についてご協力をお願いいたします。

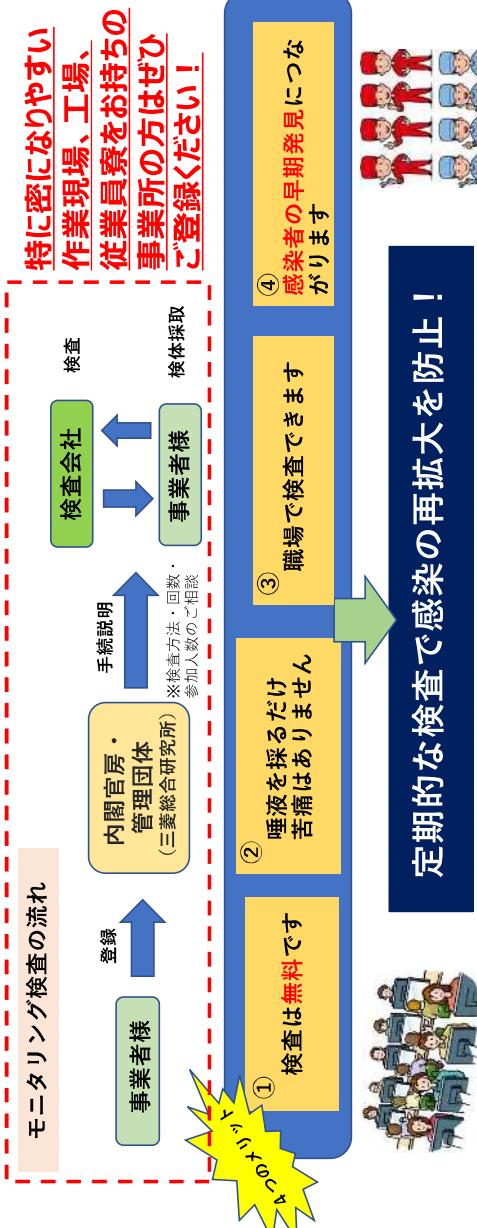
- 感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施（4/12 18:00 時点）【別添①】
- 新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査）モニター募集中【別添②】
- 感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

- 【目的】
- ・緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
 - ・SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止
 - ・専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査などの対応を講じる。まん延防止等重点措置も機動的に実施。
- 【実施場所】
- ・有識者の意見を踏まえ、繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学、空港、駅等比較的感染リスクの高い場所を中心に行き（スポットで唾液PCR容器等を交付する方式・団体検査方式）
 - ・地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定
- 【対象地域】
- ・栃木県は2月22日から、岐阜県は3月4日から、大阪府、京都府、兵庫県は3月5日から、愛知県、福岡県は3月6日から、それぞれ検査を開始
 - ・首都圏についても、神奈川県は3月18日から、千葉県は3月19日から、東京都、埼玉県は3月20日から、それぞれ検査を開始
 - ・北海道は4月1日、沖縄県は4月2日から、それぞれ検査を開始、
 - ・宮城県については開始に向けて調整途中
- 【規模】
- ・段階的に検査数を拡大、まずは1日1万件規模を目指す
- 【検査結果及び分析結果】
- ・検査結果や分析に関しては、隨時、内閣官房ウェブサイトに公開し、活用を図る
- 

新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査）モニター募集中

別添②
内閣官房
Ministry of Internal Affairs and Communications



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願ひします↓↓↓

北海道開発局
各地方航空局
国土技術政策総合研究所
国土地理院

大臣官房官庁営繕部 各地方整備局
長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長
課 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部
務 画 繪 空 港 業 繕 事 務 部 部 部 部
各 総 企 業 繕 港 安 部 部 部 部 部
經 管 積 空 保 部 部 部 部 部 部
總 空 積 積 積 積 積 積 積 積 積 積 積
企 企 企 企 企 企 企 企 企 企 企 企
業 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事
研 究 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所
所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所

大臣官房会計課
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室
大臣官房官庁営繕部管理課
大臣官房官庁営繕部計画課
港湾局総務課
港湾局技術企画課
航空局予算・管財室
航空局航空ネットワーク部空港技術課
航空局交通管制部交通管制企画課
北海道局予算課

別添2

事務連絡
令和3年4月19日

について依頼があった。

については、本件モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり主な民間発注者団体の長あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに送付しているため、参考まで送付する。

事務連絡
令和3年4月19日

日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏ました工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から日本建設業連合会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について依頼がなされているところであります。モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設現場、特に共同生活を伴う寮等を設置している建設現場において、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、宜しくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。



事務連絡
令和3年4月20日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)
各市町村下水道担当課長 殿
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

事務連絡
令和3年4月20日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月13日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏ました工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏ました、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

【別添】

事務連絡
令和3年4月20日

大臣官房官庁營繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	營繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	營繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
国土技術政策総合研究所	保安部長	殿
	総務部長	殿
国土地理院	管理調整部長	殿
	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省	大臣官房会計課長
	大臣官房技術調査課長
	大臣官房公共事業調査室長
	大臣官房官庁營繕部管理課長
	大臣官房官庁營繕部計画課長
	港湾局総務課長
	港湾局技術企画課長
	航空局予算・管財室長
	航空局航空ネットワーク部空港技術課長
	航空局交通管制部交通管制企画課長
	北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を
実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月16日に政府対策本部長職務代理より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示が行われ、同4月20日から拡大された重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官總第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港總第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空

技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）において通知したところであるが、これまでの1都2府3県に加え、拡大された重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が変更された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

事務連絡
令和3年4月20日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏ました工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏ました工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月12日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏ました、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

参考

事務連絡
令和3年4月20日

大臣官房官庁營繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	營繕部長	殿
北海道開発局	港湾空港部長	殿
	事業振興部長	殿
	營繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
国土技術政策総合研究所	保安部長	殿
	総務部長	殿
国土地理院	管理調整部長	殿
	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁營繕部管理課長
大臣官房官庁營繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を
実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月16日に政府対策本部長職務代理より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示が行われ、同4月20日から拡大された重点措置区域においては、都道府県知事が指定する措置区域においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官總第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港總第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空

技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）において通知したところであるが、これまでの1都2府3県に加え、拡大された重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域が変更された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

別添2

事務連絡
令和3年4月20日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏ました。工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月12日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年4月16日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県の1都2府3県から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を含む1都2府7県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同4月20日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置区域の変更に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。